

裁 決 書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人 〇〇〇〇

処 分 庁 吉川市長 中原恵人

審査請求人が令和7年12月24日に提起した処分庁による保有個人情報不開示決定処分（令和7年12月12日付け国第〇〇〇号）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 令和7年11月25日に、審査請求人は、処分庁に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、「私（〇〇〇〇、〇年〇月〇生まれ）を被保険者とする健康保険・国民健康保険等における被扶養者認定および被扶養者削除に関する一切の保有個人情報（特に、〇〇〇〇を理由として扶養削除を申し出たとされる手続に関する書類・申立内容・内部決裁文書・照会記録等）」を求める本件開示請求をした。本件開示請求には、住民票の添付が必要なところ、添付されていなかった。
- 2 令和7年11月26日に、処分庁は、住民票の添付を求める補正を依頼するとともに、本件開示請求の内容についての処分庁の解釈等を示し、不開示となる見込みであ

ることから、本件開示請求の取下げについて検討を求める文書（以下「補正依頼書」という。）を送付した。補正依頼書には、処分庁の本件開示請求に対する説明として、市では国民健康保険及び後期高齢者医療（以下「国民健康保険等」という。）を取り扱っており、それ以外の健康保険に関する情報は原則保有していないこと、審査請求人が市に住所を有したことがない場合は国民健康保険等の被保険者となることはなく審査請求人に関する情報は保有していないこと、国民健康保険等の制度においては被扶養者制度はないため被扶養者認定及び削除に関する情報は保有していないこと等が記載されていた。

- 3 令和7年12月5日に、審査請求人は、補正依頼書に対し、住民票を送付し、同月8日に処分庁はこれを受領した。なお、補正依頼書に記載された処分庁の説明に対する意見等は記載されていなかった。
- 4 令和7年12月12日に、処分庁は、審査請求人に対し、請求された個人情報を持有していないとして本件処分を行った。
- 5 令和7年12月24日に、審査請求人は、これを不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、「開示請求のあった保有個人情報は保有していないため」とするが、私に対しては、日本年金機構から「被扶養者から外した」旨の正式な決定通知が発出されており、市が何らかの事務処理、照会、判断又は連携を一切行っていないとは考え難い。受付経路、照会の有無、内部での確認・判断過程に関する記録が存在しないとするのは不自然である。また、本件処分においては、部分開示の可否について検討が一切されておらず、全部を不開示とする判断は、裁量権の逸脱又は濫用に当たる。
- (2) 探索範囲、探索方法、所管の特定を明らかにしないまま「不存在」とすることは、理由付記として不十分である。

(3) 本件被扶養者削除は、私の社会的評価等に重大な影響を及ぼすものであり、その判断過程及び根拠を確認することは、自己情報コントロール権の観点からも不可欠である。

(4) よって、本件処分を取り消し、少なくとも部分開示の方法により開示せよとの裁決を求める。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件開示請求に係る請求書（以下「本件開示請求書」という。）の記載は、市が被扶養者の認定又は扶養削除の申出を受ける主体であり、さらにその手続を行うことを前提とした請求内容と理解し、本件処分を行った。

(2) 本件開示請求では、「手続に関する…照会記録」についても請求されている。この内容を受け、国民健康保険等以外の健康保険による被扶養者の認定又は削除の手続に伴う照会に係る情報も本件開示請求の対象であると判断した。扶養認定や削除では、通常、住民情報や所得情報、他の健康保険資格情報を調査することが考えられることから、市民課、課税課、国保年金課において探索したが、その存在は確認できなかった。

(3) 以上のとおり本件処分は適正な手続を経てなされたものであり、違法又は不当な点はない。

理 由

1 被扶養者認定又は削除に関する記録について

審査請求人は、日本年金機構からの通知を踏まえると、処分庁において受付や照会の記録、判断過程に関する記録が存在しないのは不自然であると主張する。しかし、市が所管する国民健康保険等においては、被扶養者制度は存在せず、被扶養者の認定又は削除に関する申請を受けることはないため、その手続に関する情報は保有していないとする処分庁の主張に不合理な点は認められない。

また、審査請求人は、部分開示の可否について検討が一切されておらず、全部を不開示とする判断は裁量権の逸脱又は濫用に当たる旨主張する。しかし、開示すべき保有個人情報自体が存在しない以上、その一部を開示する部分開示の余地はない。

2 探索範囲及び理由付記について

- (1) 審査請求人は、探索範囲、探索方法、所管の特定を明らかにしないまま「不存在」とすることは、理由付記として不十分である旨主張する。一方、処分庁は、本件開示請求書に「照会記録」の記載があることから、国民健康保険等以外の健康保険からの照会記録を本件対象文書と判断し、関連する所管課においても情報の有無について探索を行っており、探索範囲は妥当であると認められる。
- (2) 本件処分に係る通知書（以下「本件処分通知書」という。）には、担当課として国保年金課のみ記載されており、関連する部署の記載はない。行政処分の理由付記に関しては、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される（最高裁平成23年6月7日第三小法廷判決等）。この点、本件処分通知書の記載は、関連部署の詳細な記載までではないものの、担当課の記載はされており、不存在とした処分庁の開示理由に誤りはなく、上記の趣旨を踏まえても、関連する部署についての記載がないことのみをもって本件処分に違法又は不当な点があるとまでは言えない。

3 本件処分について

以上のとおり、本件処分について違法又は不当な点は見当たらない。

なお、本件処分については、吉川市情報公開・個人情報保護審査会においても、本件処分は妥当であるとの答申がされている。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年8月26日

審査庁 吉川市長 中原恵人 

（教示）

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、吉川市を被告として（訴訟において吉川市を代表する者は吉川市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、吉川市を被告として（訴訟において吉川市を代表する者は吉川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

